



保発第0228004号
平成19年2月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「改正法」という。）が平成18年6月21日に公布され、同日以降順次施行されることとされ、また、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第390号。以下「改正政令」という。）が同年12月20日に公布されたところである。これにあわせて健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第16号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、平成19年4月1日から施行されるとともに、「健康保険法施行令第四十三条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第28号。以下「改正健保告示」という。）、「船員保険法施行令第十一条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第31号）並びに「国民健康保険法施行令第二十九の四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第32号）、「国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第33号）、「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を定める件」（平成19年厚生労働省告示第34号）及び「国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付を定める件」（平成19年厚生労働省告示第35号）（以下「改正国保告示等」という。）が公布され、同日から適用されることとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村及び国民健康保険組合への周知方について御配慮願いたい。

記

第1 改正等の趣旨及び主な内容

改正政令により、70歳未満の被保険者が同一の月に一の保険医療機関等から入院療養等（改正政令第1条による改正後の健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）

第43条第1項第1号の入院療養等をいう。以下同じ。)を受けた場合の高額療養費の支給については、あらかじめ保険者の認定を受けた被保険者の所得区分に応じ、現行の70歳以上の被保険者と同様に保険者から当該保険医療機関等に支払うものとされたこと(以下「現物給付化」という。)に伴い、被保険者の所得区分の認定に係る保険者への申請手続、保険者による認定証の交付に係る事項等について定めるなど、関係省令の規定を整備するほか、健康保険及び船員保険において、災害その他やむを得ない事情がある場合の被保険者証の再交付手続の特例について定めることその他所要の改正を行うとともに、所要の告示を制定するものである。

第2 改正等の具体的内容

- 1 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)の一部改正(改正省令第1条関係)
 - (1) 70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化関係(第103条の2及び第105条関係)

70歳未満の上位所得者及び一般所得者について、保険者による被保険者の所得区分の認定手続、認定証の交付に係る事項及び現物給付化の要件等について定めるほか、新たに限度額適用認定証の様式を定めること。また、70歳未満の低所得者に係る認定手続については、70歳以上の低所得者に係る手続と共通のものとする事とし、併せて関係規定の整備を行うこと。
 - (2) 被保険者証の再交付手続の特例関係(第49条関係)

被保険者証の再交付について、災害その他やむを得ない事情により、事業主を経由して行うことが困難であると保険者が認める場合においては、被保険者証の再交付を被保険者と保険者との間で直接行うことを可能とすること。
 - (3) 各種届出の一部改正関係(第24条等関係)
 - ① 改正法により、健康保険の標準報酬月額等級及び標準賃金日額等級の上下限が見直されることに伴い、省令様式について所要の改正を行うこと。
 - ② また、被保険者の資格取得届等は、従前正副2通を保険者に提出することが義務付けられていたが、副本の提出義務を課さないこととする。これに伴い、省令様式について所要の改正を行うこと。ただし、保険者においてこれまでと同様の取扱いとすることは妨げないこと。
- 2 船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)の一部改正(改正省令第2条関係)
 - (1) 70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化関係(第47条ノ2ノ6及び第47条ノ2ノ8関係)

上記1(1)の改正に準じた改正を行うこと。

- (2) 被保険者証及び被扶養者証の再交付手続の特例関係（第17条ノ2及び第17条ノ5関係）

上記1(2)の改正に準じた改正を行うこと。

- 3 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正（改正省令第4条関係）

- (1) 70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化関係（第27条の14の2関係）

70歳未満の者について、保険者による被保険者の所得区分の認定手続、認定証の交付に係る事項及び現物給付化の要件等について定めるほか、新たに限度額適用認定証の様式を定めること。なお、市町村国民健康保険においては、保険料を滞納している世帯と保険者との接触の機会を確保するため、保険者は、世帯主が保険料を滞納していない旨を確認できたときに認定を行うものとする。ただし、保険料の滞納につき特別な事情がある場合又はその他保険者が適当と認める場合は、認定を行うものとする。

- (2) 地方公共団体が単独で実施する医療費助成事業（以下「地方単独事業」という。）に関する医療の給付に係る高額療養費の算定基準額等に関する規定の整備関係（第27条の12第11号、第27条の15第1項第8号及び第2項第5号）

平成18年厚生労働省告示第180号、平成18年厚生労働省告示第181号及び平成18年厚生労働省告示第182号が平成18年4月1日より施行され、地方単独事業に関する医療の給付に係る高額療養費の算定基準の取扱いについては、公費負担医療と同様に取扱うこととされている。したがって、例えば、地方単独事業に関する医療の給付がなされた場合、高額療養費の額は一律一般並みの所得区分で算定されることとなるが、国民健康保険においては公費負担医療における取扱いとは異なり所得区分に応じた取扱いとしていた平成18年3月以前と同様の取扱いとすること。なお、平成18年度についても、平成18年3月以前と同様の取扱いとして差し支えないこと。

- 4 老人保健法施行規則（昭和58年厚生省令第2号）の一部改正（改正省令第5条関係）

上記3(2)の改正に準じた改正を行うこと。

- 5 関係告示の一部改正（改正健保告示及び改正国保告示等関係）

- (1) 改正政令により、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第43条第1項、船員保険法施行令第11条第1項及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の4第1項が改正されたことに伴い、健康保険法施行令第四十三条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の一部を改正する件（平成14年厚生労働省告示第292号）、船員保険法施行令第十一条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養の一部を改正する件（平成

19年厚生労働省告示第31号)及び国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成14年厚生労働省告示第295号)の題名を改めること。

- (2) 上記3(2)の改正に伴い、国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成18年厚生労働省告示第374号)の題名を改めるとともに、国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成19年厚生労働省告示第34号)及び国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成19年厚生労働省告示第35号)を制定すること。